

結婚新生活支援事業補助金Q&A

	区分	質問内容	回答
Q1	世帯状況	再婚の場合対象になりますか？	A1 対象となります。ただし、夫婦の一方または双方が過去に結婚に係る給付を受けたことがある場合は、対象となりません。
Q2	住所	婚姻日時時点で浜田市に住民票がありませんでしたが、対象となりますか？	A2 対象になる場合があります。申請時に夫婦の双方が住民票の住所が補助対象経費に係る浜田市内住宅の住所であれば対象となります。
Q3	申請書類	申請書類はどこでもらえますか？	A3 浜田市役所 本庁4階 定住関係人口推進課又は各支所 防災自治課にお越しいただくか、浜田市のホームページにて印刷できます。
Q4	申請書類	婚姻届受理証明書や戸籍謄本はどこで発行できますか？	A4 総合窓口課で発行ができます。ただし、婚姻届提出後、発行までにはお時間がかかります（婚姻届を提出した市町村により時間は異なります。）のでご注意ください。
Q5	申請書類	貸与型奨学金の返済額が分かる書類とは何ですか。	A5 奨学金返還証明書 または 支払額及び支払先が明記された通帳等の写しです。
Q6	申請	郵送で申請してもいいですか？	A6 郵送で申請いただいても構いません。ただし、不備等ありましたら連絡をしますので、申請書には必ず連絡先を記載ください。
Q7	年齢	婚姻日における年齢はどのように確認しますか？	A7 婚姻証明書や戸籍謄本等、婚姻日及び夫婦の生年月日が確認できる書類で確認します。その際、年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されますので、ご注意ください。
Q8	所得	所得とは何を示しますか？	A8 所得税等の算定基礎となる所得の考え方に準じて算出します。個人に複数の所得がある場合（例：給与収入と一時所得など）はこれらを合算します。 ・給与所得者の場合：1年間の給与等の収入金額－給与所得控除額（源泉徴収票をご確認ください。） ・自営業者の場合：1年間の売上金額－必要経費
Q9	所得	所得は、どの時点の課税(所得)証明書に基づいて確認しますか？	A9 令和2年分の所得証明書にて確認します。（4月1日～5月31日の間に申請される場合は、令和元年分で確認します。）
Q10	所得	申請時において無職であり、所得がない場合の確認はどのようにすればいいですか？	A10 離職票や退職証明書等、無職であることが確認できる資料により、確認します。なお、無職の場合においても、所得証明書の提出をお願いいたします。
Q11	所得	所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間は、いつからいつまでですか？	A11 所得証明書の期間と同一期間です。
Q12	世帯状況	夫婦の一方又は夫婦の双方が日本国籍を有しない世帯は補助の対象となりますか？	A12 対象となります。婚姻届受理証明書を取得してください。
Q13	世帯状況	婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合や婚姻前から夫婦が同居している物件の場合、補助の対象となりますか？	A13 いずれの場合も対象となります。ただし、補助対象となるのは、夫婦の一方が婚姻前から賃借していた物件であれば婚姻を契機とした同居開始後に生じた費用に、また婚姻前から夫婦が同居している物件であれば、婚姻後に生じた費用に限ります。
Q14	世帯状況	婚姻届提出前から同居している場合の、補助金の対象期間は婚姻届提出日以降ですか？	A14 契約書等で婚姻を機に同居していることがわかる場合は、同居開始日から補助対象となります。

Q15	世帯状況	婚姻届提出前に同居するため、引越しました。引越費用は対象になりますか？
Q16	世帯状況	夫婦の一方又は双方の親等の親族が同居する場合にも補助の対象となりますか？
Q17	世帯状況	夫婦の一方が婚姻前から親等の親族と同居しており、婚姻を機に配偶者が当該住宅に入居する場合、配偶者の引越費用は対象となりますか？
Q18	世帯状況	親との共同名義で住宅を取得し、ローンを支払っていますが全額対象となりますか？
Q19	世帯状況	契約名義人が夫婦の親であり、夫婦が親に住宅賃借費用または住宅取得費用相当分を支払っている場合、補助の対象となるか。
Q20	世帯状況	契約名義人は夫婦の親だが、夫婦のいずれか名義の口座から住宅賃借費用または住宅取得費用が引き落とされている場合、補助の対象となりますか？
Q21	対象費目	月々の賃料に駐車場代が含まれており、切り分けができない場合、どうしたらいいですか？
Q22	対象費目	勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当は対象外となりますか？
Q23	対象費目	勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件に入居し、勤務先に対し家賃相当額を支払っている場合、対象となりますか？
Q24	対象費目	賃貸借契約書に敷金に係る記載はないが、敷金の支払いを裏付ける領収書が発行されている場合、領収書の提出だけでいいですか？
Q25	対象費目	婚姻に伴い生じたリフォーム費、増改築費は補助の対象となりますか？
Q26	対象費目	住宅取得の際、建物と土地を一体のものとして購入（建売分譲住宅等）し、代金を区分することができない場合はどうなりますか？
Q27	対象費目	引越費用について対象となる費用はどのようなものがありますか？
Q28	申請回数	上限の30万円に達するまで、何度も申請できますか？

A15	対象となります。
A16	対象となります。ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約名義が夫婦のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要となります。
A17	対象となります。
A18	申請者世帯が支払っている金額のみが対象となります。
A19	対象となりません。
A20	対象になりません。ただし、夫婦名義で契約できないやむを得ない事情（未成年等）がある場合は相談してください。
A21	家屋の賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けができない場合は 駐車場代等を含め補助の対象となります。なお、契約書等により駐車場代相当額が確認できる場合は当該金額を月々の賃料から控除した金額を対象とします。
A22	対象外となります。このため、勤務先が発行する住宅手当支給証明書や給与明細等により、手当支給額を把握し、当該金額を控除した金額を対象とします。
A23	対象となります。この場合、賃貸借契約書で借入人が勤務先であること、給与明細書等により補助対象者が勤務先に対し家賃相当額を支払っていることを確認することが必要となります。
A24	領収書の提出だけで構いません。ただし、領収書に記載されている費目が敷金となっていること、賃貸借契約書に記載されている住宅に対して支払われていることを書面により確認する必要があります。
A25	対象となりません。
A26	不動産の登記において、建物、土地それぞれの取得価格を登録しているため、建物に係る代金と土地に係る代金は通常区分が可能です。売主等に建物代を確認する必要があります。
A27	引越業者や運送業者を利用して行った、住居の移転に伴う荷物の移動・運送 に要した費用が対象となります。引越業者や運送業者発行の領収書によって、引越費用であることが確認できない費目は対象となりません。（例：不用品の処分費用、自らレンタカーを借りる・友人に頼む等して引っ越した場合にかかった費用等）
A28	交付は上限金額の30万円に達していなくても1回限りです。交付決定後に金額に変更が生じた場合は変更交付申請を提出してください。

Q29	その他	結婚新生活支援事業補助金は所得税がかかりますか？
-----	-----	--------------------------

A29	一時所得に該当します。他の一時所得とされる所得との合計額が50万円を超える場合、申告をする必要があります。
-----	---